

退職・就職などで資格喪失される方の

健康保険証の回収・ご返却をお願いいたします

—協会けんぽでは、資格のない健康保険証の早期回収に取り組んでいます—

健康保険証が使えるのは“退職日”までです。

退職日の翌日からは使用できませんのでご注意ください。



資格のなくなった健康保険証を使用したらどうなるの？

民法上の「不当利得」に該当し、医療費は全額自己負担となるため、ご本人に協会けんぽで負担した医療費（総医療費の7～9割分）を返納していただくことになります。

退職等による無資格での保険証使用などによる返納金が、全国で41億円（16万1千件）発生！！

奈良支部で
2,862万円
(1,237件)

退職等により、資格のなくなった保険証での受診などによる返納金が発生しています。平成29年度、奈良支部では、年間で1,237件、2,862万円にも上ります。

資格がない受診は、本来、協会けんぽが負担する必要のない医療費の発生原因となることから、健康保険料にも大きな影響を及ぼし、保険料率の上昇にもつながります。

従業員の皆さまは、このように健康保険証が使えると勘違いをされていませんか？

- 「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」
- 「新しい健康保険証が届くまでは使えるだろう」
- 「会社からは何も言われていないから使えるだろう」

ご退職の際に、これらの考えは、間違いであることをお伝え願います。

これらの考えは
間違いです！

協会けんぽから事業主の皆さまへのお願い

退職される方、扶養家族から外れる方がいらっしゃる場合は、

- 資格がなくなった後は、その健康保険証を「使用しない・できない」ことをお知らせください。
- 資格喪失後、新たな健康保険の手続きをすみやかに行うようお知らせください。
- 健康保険証はすみやかに回収のうえ、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して、年金事務所（事務センター）へご提出ください。

※添付ができなかった健康保険証は、後日、確実に回収のうえ、年金事務所（事務センター）または、協会けんぽへすみやかにご返却ください。



全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33
TEL: 0742-30-3705 (レセプトグループ)
ホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nara/>